

総合事業対象者(65歳以上・要支援1・2を含む)



高齢者自ら拠点事業などを訪問

介護予防教室・サロンなど
チェックリスト実施
該当者に参加勧奨



希望者に依頼書作成し、高齢者自ら地域包括支援センターへ

地域包括支援センター
サービス担当者会議実施
ケアプラン作成

希望者に紹介状を持たせ、高齢者自ら地域包括センターへ(連絡票も地域包括センターへ)

事業依頼書

報告



ケアプラン提出



事業対象者決定書類提出

区役所健康長寿課
事業対象者の決定



高齢者自ら来院

歯科診療所
チェックリスト実施
該当者に参加勧奨
希望者の紹介状、連絡票作成
事業開始
事業終了



歯科診療所での継続管理

赤字が今回の主な変更点